

事務 事業名	コード1	72200	【介護会計】介護予防住宅改修費	事業 種別	☐ 国土強靱化地域計画	課	高齢者福祉課				
	コード2				☐ 新市建設計画	所属班	介護保険班				
施策 体系	施策	27	高齢者福祉の充実		☐ 総合戦略	電話番号	62-5308	内線	176		
	施策の展開	52	在宅福祉の充実		☐ 復興計画	予算 科目	会計		款	項	目
					☐ 定住自立圏構想	介護会計		2	2	4	
					☐ 行政改革アクションプラン	根拠 法令	介護保険法第57条				
					☐ 主要事業						
					☐ 簡易評価						
1 現状把握(Do)											

事務事業名	【介護会計】介護予防住宅改修費	課名	高齢者福祉課	班名	介護保険班
-------	-----------------	----	--------	----	-------

2 評価(Check1)担当者による事後評価

目的 妥当性 評価	① 施策体系との整合性	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☒ 結びついている ⇒【理由】 この事務事業の目的は市の施策体系に結びつくか？意図することが上位目的に結びついているか？ 居宅内の危険箇所が改修されることにより、安心して暮らせる家となり、在宅高齢者福祉の充実に結びついている。
	② 対象・意図の妥当性	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☒ 適切である ⇒【理由】 対象を限定・追加すべきか？意図を限定・拡充すべきか？ 介護保険法に定められた対象に対して適切に対処し、介護予防を図るという意図に合致している。
	③ 行政関与の妥当性	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☒ 妥当である ⇒【理由】 なぜこの事業を市が行わなければならないのか？税金を投入して実施すべきか？ 介護保険法に定められた事業であり全国一律にこの事業を行っている。他の市町村と同様、市が行うことが妥当である。
有効性 評価	④ 成果の現状水準	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☒ 妥当である ⇒【理由】 あるべき水準や目標に達しているか？近隣市や類似団体と比較してどうか？ 骨折や怪我を起因とした要介護・要支援者の割合は全国平均11.8%※よりも低く、妥当な成果水準であると思われる。※「平成25年国民生活基礎調査」より
	⑤ 成果の向上余地	☐ 活動量を増やせば成果は向上する ⇒【理由】 ☐ 活動量を増やさなくても、やり方を工夫することで成果は向上する ⇒【理由】 ☒ 活動量を増やしたり、活動を工夫したりしても、今以上成果は向上しない ⇒【理由】 次年度以降の成果向上が期待できるか？事務事業を取り巻く環境変化等を考慮するかどうか？成果の向上余地はどの程度あるか？ 介護保険制度の利用を開始する際に住宅改修について説明しており、地域包括支援センター職員などからも利用者に周知しているため周知の徹底は既に図られている。また、旭市の場合は受領委任払いでの申請もできることから他市よりも住宅改修しやすい環境が整っている。
	⑥ 類似事業との統廃合・連携の可能性	☐ 他に手段がある ↳ (1) 事務事業名：() (2) ☐ 統廃合ができる ⇒【理由】 ☐ 連携ができる ⇒【理由】 ☐ 既に統廃合・連携している ⇒【理由】 ☐ 統廃合・連携ができない ⇒【理由】 目的を達成するには、この事務事業の他(民間・国県を含む)に方法があるか？ ↓ 他に手段がある場合 (1)具体的にはどのような事務事業か？ (2)類似事業との統廃合ができるか？類似事業との連携を図ることにより、成果の向上が期待できるか？ 介護保険法で定められた制度であるため他の事業との統廃合は不可能。
効率性 評価	⑦ 事業費の削減余地(表面トータルコストの事業費部分)	☐ 削減余地がある ⇒【理由】 ☒ 削減余地がない ⇒【理由】 事業費を削減できないか？(経費の精査、過剰仕様の適正化、回数削減、住民の協力、アウトソーシングなど) 既に住宅改修の内容については工事が該当するかどうか厳しく審査している。今後、制度改正により一定以上の所得のある方については改修費の8割を給付することになり、一時的に支給総額が減少する可能性はある。しかし、長期的には高齢化とともに要支援者の増加も見込まれるため、支給額が増加する可能性が高い。
	⑧ 人件費の削減余地(表面トータルコストの人件費部分)	☐ 削減余地がある ⇒【理由】 ☒ 削減余地がない ⇒【理由】 やり方の工夫(業務プロセスの改善など)や臨時職員の活用・委託により、正規職員の延べ業務時間を削減できないか？ 必要最低限の人員で対応しており、現状以上の削減余地はない。
	⑨ 受益機会・費用負担の適正化余地	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☒ 公平・公正である ⇒【理由】 事業の内容が一部の受益者に偏っていて不公平ではないか？受益者負担が公平・公正になっているか？ 以前は被保険者の経済状況にかかわらず一律で自己負担額が改修費の1割であった。しかし、平成27年8月の介護保険法の改正により一定以上の所得のある被保険者には改修額の2割を自己負担していただくようになる。被保険者の経済状況に則して自己負担してもらうことで、より受益者負担が公平・公正になる。

3 評価(Check2)担当課長による評価結果と総括

(1)1次評価者としての評価結果	(2)全体総括(振り返り、反省点)
① 目的妥当性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり ② 有効性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり ③ 効率性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり ④ 公平性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり	介護保険法第57条に規定されている事業であり、年々在宅の高齢者が増加する中では、必須の事業として継続するほかはない。

4 今後の方向性(事務事業担当課案)(Plan)

(1)今後の事業の方向性(複数選択可)※2～3年後を目処にした方向性 ☐ 目的再設定 ☐ 事業のやり方改善による成果向上 ☐ 事業のやり方改善による事業費削減 ☐ 受益機会の適正化 ☐ 廃止・休止 ☐ 行政関与の見直し ☐ 事業統廃合・連携(関連事業：) ☐ 事業のやり方改善による延べ業務時間削減 ☒ 費用負担の適正化			(3)改革・改善による期待成果 (廃止・休止の場合は記入不要) <table><tr><th colspan="2" rowspan="2"></th><th colspan="3">コスト</th></tr><tr><th>削減</th><th>維持</th><th>増加</th></tr><tr><td rowspan="3">成果</td><td>向上</td><td></td><td></td><td>○</td></tr><tr><td>維持</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>低下</td><td></td><td></td><td></td></tr></table>			コスト			削減	維持	増加	成果	向上			○	維持				低下			
			コスト																					
			削減	維持	増加																			
成果	向上			○																				
	維持																							
	低下																							
(2)改革改善案について※いつまでに、なにを、どうするのか？ いつまでに なにを、どうするのか？ 平成27年度中に住宅改修後の実績報告の受理・報告内容の書類審査に加え、現地調査を行うことで、より一層の介護給付の適正化を図る。																								
(4)改革、改善を実現する上で解決すべき課題(壁)とその解決策 改修件数が多く、人員も必要最低限しかいないためコスト(人件費)増につながる。解決策としては、現地調査を全件調査ではなくサンプル調査にすることで人件費増を最小限にとどめる。																								